

## 図書資料の複製サービス開始のお知らせ

弊センター資料室は、国内外の著作権制度に関する文献資料等の収集・提供に特化した日本で唯一の図書館ですが、今般、文化庁長官から著作権法第 31 条に定める「図書館等における複製」ができる施設としての指定を受けました。つきましては、2022 年 12 月 1 日から複製サービスを開始しますのでお知らせします。複製サービスの詳細については、資料室ウェブサイト「[図書資料の複製サービスのご案内](#)」を掲載しておりますので、ご確認ください。多くの皆さまに、資料室をご利用いただけることをお待ちしております。

公益社団法人著作権情報センター（CRIC）